

令和7年第1回 隠岐広域連合議会定例会 会議録

1. 招集年月日 令和7年2月10日(月)
2. 招集の場所 隠岐広域連合議場
3. 開会(開議) 令和7年2月10日(月) 9時03分宣告
4. 閉会(閉議) 令和7年2月10日(月) 10時36分宣告
5. 出席議員
1番 川本 息生 5番 村上 謙武 10番 仲吉 正
2番 石橋 良行 6番 西尾 幸太郎 11番 古濱 正之
3番 安部 大助 8番 池田 賢治 12番 吉田 雅紀
4番 村尾 茂樹 9番 前田 芳樹 14番 石田 茂春
6. 欠席議員
7番 松新 俊典 13番 須山 隆
7. 地方自治法第121条の規定により説明のために出席した者の職氏名
広域連合長 池田 高世偉 介護保険課長 上野 俊之
副広域連合長 大江 和彦 隠岐島前病院事務部長 中尾 清司
同 坂 栄一秀 隠岐病院副院長 齋藤 英典
同 平木 伴佳 同 総務課長 山崎 章
同 内田 伸治 同 経営課長 原 幸一
同 川崎 康久 診療所事務長 野津 晶
事務局長 齋賀 光成 消防長 田中 勤
総務課長 和田 哲也 消防次長 田中井 和幸
8. 職務のため出席した事務局職員の氏名
議会事務局長 藤野 則子 書記 高井 美雪
9. 会議録署名議員
6番 西尾 幸太郎 8番 池田 賢治
10. 議事日程 別紙のとおり
11. 議員の異動並びに議席の指定及び変更 なし
12. 議案の提出、撤回及び訂正に関する事項
(1) 広域連合長提出議案の題目
議第 1号 第5次隠岐広域連合広域計画の策定について
議第 2号 令和6年度隠岐広域連合一般会計補正予算(第4号)
議第 3号 令和6年度介護保険事業特別会計補正予算(第4号)
議第 4号 令和6年度隠岐島前病院事業特別会計補正予算(第3号)
議第 5号 令和6年度隠岐病院事業特別会計補正予算(第4号)
議第 6号 令和6年度国民健康保険中村診療所事業特別会計補正予算(第4号)

- 議第 7号 令和6年度国民健康保険五箇診療所事業特別会計補正予算（第4号）
- 議第 8号 令和6年度国民健康保険都万診療所事業特別会計補正予算（第4号）
- 議第 9号 令和6年度国民健康保険西郷歯科診療所事業特別会計補正予算（第4号）
- 議第10号 令和6年度布施へき地診療所事業特別会計補正予算（第2号）
- 議第11号 令和6年度久見へき地診療所事業特別会計補正予算（第2号）
- 議第12号 令和6年度消防事業特別会計補正予算（第4号）
- 議第13号 令和7年度隠岐広域連合一般会計予算
- 議題14号 令和7年度介護保険事業特別会計予算
- 議第15号 令和7年度隠岐島前病院事業特別会計予算
- 議第16号 令和7年度隠岐病院事業特別会計予算
- 議第17号 令和7年度国民健康保険中村診療所事業特別会計予算
- 議第18号 令和7年度国民健康保険五箇診療所事業特別会計予算
- 議第19号 令和7年度国民健康保険都万診療所事業特別会計予算
- 議第20号 令和7年度国民健康保険西郷歯科診療所事業特別会計予算
- 議第21号 令和7年度布施へき地診療所事業特別会計予算
- 議第22号 令和7年度久見へき地診療所事業特別会計予算
- 議第23号 令和7年度消防事業特別会計予算

- 13. 選挙の経過 なし
- 14. 議事の経過 次ページ以下会議録参照
- 15. 常任委員の選任 なし
- 16. 議会運営委員の選任 なし
- 17. 傍聴者 なし

議事の経過

○議長（石田 茂春）

皆さんおはようございます。開会にあたりまして一言ご挨拶を申し上げます。

本日、令和7年第1回議会定例会が招集されたところであります。

議員各位におかれましては、ご多忙のところをご参集いただき誠にありがとうございます。

本定例会には、総額144億8,757万4,000円の令和7年度当初予算案11件をはじめ、広域計画の策定1件、令和6年度補正予算案11件を含めた合計23件が上程されております。

議員各位の慎重審議をいただきまして、適切なご決定を賜り、速やかな議事進行が図れますよう本席からご協力をお願い申し上げ、開会の挨拶といたします。

《開 会》 号 鈴

ただいまより令和7年第1回隠岐広域連合議会定例会を開会いたします。

本日の出席議員は、先ほど報告の通りであります。

直ちに本日の会議を開きます。

(開議宣告 9時03分)

本日の議事日程は、お手元に配布のとおりであります。

日程第 1. 会議録署名議員の指名

日程第 1. 「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、隠岐広域連合議会会議規則第 126 条の規定により、「6 番・西尾幸太郎」議員、「8 番・池田賢治」議員を指名いたします。

日程第 2. 会期の決定

日程第 2. 「会期の決定」の件を議題といたします。お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日 2 月 10 日、1 日間にしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。従って、会期は、本日、2 月 10 日、1 日間と決定いたしました。

日程第 3. 諸般の報告

日程第 3. 「諸般の報告」をいたします。

諸般の報告につきましては、お手元に配布いたしました、別紙 1 「諸般の報告書」を参照願います。

日程第 4. 広域連合長の施政方針

日程第 4. 「広域連合長の施政方針」を行います。

○番外 (池田広域連合長)

令和 7 年第 1 回隠岐広域連合議会定例会の開会にあたりまして、一言ご挨拶申し上げます。寒さ厳しい日々が続いておりますが、議員各位におかれましては、ますますご健勝のこととお慶び申し上げます。

今定例会は、構成団体の 3 月定例議会に先立ち招集させていただきましたが、何かとご多忙の中、ご出席を賜り、誠にありがとうございます。

さて、昨年末から猛威を振っているインフルエンザにつきまして、令和 6 年 51 週の定点報告数が島根県全体で 30 件を超え、「インフルエンザ流行警報」が発表されました。また、翌 52 週には 50.58 件となり、2000 年の調査開始以来、2 番目の多さとなっております。隠岐圏域におきましても、インフルエンザに加え、新型コロナやマイコプラズマなどの感染症患者が多く発生しており、引き続き感染対策の強化が重要であります。

次に、石破首相は施政方針演説において「地方創生 2.0」の取り組みについて触れられました。隠岐圏域においても地域創生は喫緊の課題であり、各種施策には国の支援策が欠かせません。令和 4 年度には離島振興法が改正延長され、離島地域への支援が拡充されましたが、令和 8 年度末には有人国境離島法が法期限を迎えます。今後、同法の延長及び拡充に向けて関係自治体と連携し、全力で取り組んで参る所存であります。

議員各位におかれましては、引き続きのご支援とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

それでは、令和7年第1回隠岐広域連合議会定例会の開会にあたりまして、諸議案の提案に先立ち、令和7年度の隠岐広域連合運営の基本的方針及び主要事業について申し上げ、議員各位はもとより島民の皆様方のご理解とお力添えを賜りたいと存じます。

まず、隠岐広域連合事業全般にわたる方針についてであります。新たに作成いたしました、第5次隠岐広域連合広域計画案に基づき、効率的かつ効果的で円滑な事業運営に努めて参る所存であります。

はじめに、事務局総務課が所管いたします事業について申し上げます。

まず隠岐航路について、超高速船レインボージェットは老朽化等への対応として大規模修繕工事を実施し、更新時期として想定している令和14年度までの維持を図ります。

また、フェリー「しらしま」後継船の建造については、令和9年度就航に向け、構成団体及び隠岐汽船株式会社と連携を図りながら、可能な限り利用者ニーズを満たした船舶建造を進めていくとともに、発券窓口等のICT利活用の検討につきましても積極的に進め、安定的な航路運航の維持及び利便性の向上に取り組んで参ります。

次に、知的障がい者支援施設「仁万の里」事業につきましては、利用者の皆様方の生活環境及び就労環境の向上並びに福祉人材の確保を図り、隠岐圏域の障がい者福祉の中核施設としての機能・体制の維持と、利用者の皆様方へのより良いサービスの提供や、保護者の皆様方の想いを大切にされた施設づくりを、指定管理者とともに進めて参ります。

最後に、レインボープラザ事業につきましては、施設及び利用者の皆様の安全管理並びに満足度向上に努めるとともに、隠岐圏域の妊産婦、患者様が安心して長期滞在用客室が利用出来るよう、指定管理者並びに関係機関と調整を図りながら、利用者の皆様方に選ばれる魅力のある施設運営に取り組んで参ります。

次に、介護保険事業について申し上げます。

介護保険制度は、その創設から25年が経過し、介護サービスの利用者数は制度創設時の3倍以上に増加しています。隠岐圏域におきましても、介護が必要な高齢者の生活を支える制度として定着し、介護サービスの提供基盤が着実に整備されて参りました。

令和7年度は、最大の人口集団である団塊の世代が75歳以上となり、介護ニーズの高い85歳以上人口も2040年頃まで増加すると見込まれており、介護サービス需要のさらなる増加が予想される一方、生産年齢人口の減少により介護の担い手の確保が一層困難になることを見込まれることから、構成町村との連携を強化し、第9期介護保険事業計画に基づく重点施策を着実に推進していく必要があります。

まず、地域包括ケアシステムの深化・推進につきましては、医療・介護・介護予防・住まい・生活支援が一体的に提供される体制を強化するため、関係機関と協力しながら地域課題の解決に向けた取り組みを推進します。

次に、介護人材の確保と育成につきましては、地域住民やU・Iターン者の協力及び確保対策の強化に加え、外国人労働者の受け入れ支援を促進します。

また、介護職場への就業を志す学生に隠岐での実習体験の機会を提供するなど、将来的な人材の確保に取り組むとともに、介護現場のICT化や介護ロボットの導入を推進し、業務の効率化と生産性向上を図ります。

また、介護保険制度の適正運営につきましては、給付の適正化を徹底し、限られた財源の効率的な活用を図るとともに、保険料の収納については、全庁での取り組みを継続し、公平性の維持と収納率向上に努めます。

これらの施策を通じて、隠岐圏域全体で支え合い、介護保険制度の持続可能性を確保するとともに、高齢者が自分らしく暮らせる地域共生社会の実現を目指して参ります。

次に病院事業全体について申し上げます。

病院事業につきましては、令和5年度に策定した公立病院経営強化プランに基づいた「病院の役割・機能の最適化と連携の強化」、「医師・看護師等の確保と働き方改革」などについて、検証と見直しを図り、引き続き強力に実行して参ります。

また、令和7年度からの第5次広域計画案に基づき、項目別に積極的に取り組み、安心の医療につなげるとともに、遠隔診療と対面診療を組み合わせたオンライン診療などを推進し、患者負担の軽減を図りながら、病院経営につきましても収支改善に向けた経営改革に職員一丸となって取り組んで参ります。

医師招聘につきましては、島根県当局はもとより、大学等との円滑な連携体制を更に充実するとともに、独自の医師招聘対策を強化して参ります。

また、看護師等の医療従事者確保対策につきましては、依然として厳しい状況にありますが、隠岐郡出身関係者等との連携や情報収集を深め、確保につなげる傍ら、出身者に限らず幅広く重点的に取り組んで参ります。

議員各位におかれましても、情報提供ご助言、ご協力を賜りたく、お力添えをお願い申し上げます。

次に隠岐島前病院についてであります。令和7年度の診療体制につきましては、常勤医師及び非常勤医師により8診療科を維持することとしております。また、専攻医1名が研修を行いながら従事する予定となっており、医師が増員となりますので、常勤医師の負担軽減が図られるとともに、将来の常勤医師確保につながるものと期待をしているところであります。

医療スタッフの確保につきましては、依然として厳しい状況が続いており、確保状況によっては医療提供体制に大きな影響が出てくることから、働きやすい職場環境や住環境の整備と併せ、処遇の改善等を通じて、魅力ある職場づくりを進めて参ります。

また、新規職員の獲得に向けては、ソーシャルメディアを活用した情報発信や看護学校への訪問活動とともに、島根県とも連携を図りながら、全力でスタッフ確保に取り組んで参り

ます。

更には、島前地域の中核医療機関として住民の健康な暮らしを支えるため、島前管内の各診療所との連携を強化すべく、共同で電子カルテシステムの更新に取り組み、患者情報の共有と業務の効率化を推進し、医療提供体制の充実を図って参ります。

次に隠岐病院についてであります。令和7年度の診療体制については、引き続き島根県、大学等のご支援をいただき、常勤医師及び非常勤医師により16診療科を維持することとしております。

一方で看護師、臨床検査技師及び臨床工学技士については、定数が確保できない厳しい状況が続いているため、特に看護師確保に向けて、一足飛びに解消できるわけではありませんが、令和6年度から重点的に取組みを推進しているところであり、SNS等を活用した情報発信の強化や業務負担の軽減、効率化を図るための医療DXの推進によるデジタル化を積極的に進め、医療従事者に選ばれる病院づくりに継続して取り組んで参ります。

また、令和6年度からは病診一元化がスタートしたところであり、診療所との連携を一層強化する中で都万診療所につきましては、引き続き隠岐病院から医師を派遣する予定としております。また訪問看護事業につきましても一体となって、島民の皆さまに安心いただける医療提供体制の充実を図って参ります。

次に、診療所事業について申し上げます。

診療所事業につきましては、病診連携をさらに強化するため、患者情報の共有や医療機器の共同利用、医師招聘の強化等に努め、関係機関と調整を図りながら、効率的かつ持続可能な医療提供体制の構築と利便性向上に取り組んで参ります。

また、電子カルテシステムの更新と医療DXを推進し、医療情報の共有と業務効率化を図り、地域に密着した安全・安心の医療が提供出来るよう、医療提供体制の充実を図って参ります。

最後に、消防事業について申し上げます。

近年は、自然環境の変化により、様々な災害が発生しております。地域の様子も変化するなかで、複雑多様化、大規模化する災害に対し、消防が担う役割を十分に受け止めながら、島民の安全、安心を確保するため、消防団や各関係機関との連携強化を図り、災害対応力の強化を推進して参ります。

また、火災予防や消火はもとより、年々増加する救急業務に対しましても、迅速、的確な判断ができる人材育成に努めて参ります。

予防業務におきましては、住宅防火対策を推進し、被害を低減するほか、防火対象物への計画的な立入検査を実施し、法令違反の是正を推進するとともに、高度化・専門化する業務を的確に行うための、人材育成に努め、査察技術の向上を図ります。

通信指令業務におきましては、令和8年度の供用開始に向け、消防救急デジタル無線及び消防通信指令システムの更新を進めて参ります。

隠岐島消防署島前分署及び海士出張所の老朽化に伴う庁舎整備につきましては、令和8年度の供用開始に向けて整備を進めており、職員の訓練機能や業務・執務環境を整え、来庁者に親しみやすい庁舎として、救命講習や消防団関連会議などで利用可能とし、地域住民を守る防災活動拠点として総合消防力の向上に取り組んで参ります。

以上、私の令和7年度に懸ける施政方針を述べさせていただきましたが、事業の推進に当たりましては、隠岐広域連合の使命を果たすべく、あらゆる角度から検証・検討を進め、大胆な施策を展開するとともに、今後とも隠岐広域連合の広域行政が円滑に推進できますよう、職員あげて最善の努力をいたす所存であります。

議員各位におかれましては、今後とも、引き続きご理解とご協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（石田 茂春）

以上で、広域連合長の施政方針を終わります。

日程第5. 議案上程

日程第5.「議案上程」の件を議題といたします。

議第1号「第5次隠岐広域連合広域計画の策定について」から、議第23号「令和7年度消防事業特別会計予算」までの23案件を一括して議題といたします。

只今、議題となりました、23案件について、提出者から、提案理由の説明を求めます。

○番外（池田広域連合長）

それでは、議第1号「第5次隠岐広域連合広域計画の策定について」から、議第23号「令和7年度消防事業特別会計予算」までの23案件について、提案理由のご説明を申し上げます。

議第1号「第5次隠岐広域連合広域計画の策定について」ご説明申し上げます。

広域連合は、地方自治法第291条の7の規定に基づき、議会の議決を経て、広域計画を策定することが義務付けられているため、第5次隠岐広域連合広域計画をご提案するものであります。

計画の策定にあたり、令和6年11月から広域計画策定委員会において慎重審議をいただき、令和6年12月25日に委員長より報告をいただいたところであります。

本計画は、広域連合の事務に関して、構成団体の諸課題にも配慮しながら、相互に役割分担し、すべての島民が等しくサービスの提供を受け、豊かで安心して暮らせる地域づくりを目指して策定いたしました。

なお、計画の期間は、令和7年度から令和11年度までの5年間としております。

次に、議第2号「令和6年度隠岐広域連合一般会計補正予算（第4号）」についてご説明申し上げます。

歳出につきましては、総務費の総務管理費において、決算見込みに伴い一般管理費、超高速船・フェリー管理費及び仁万の里管理費を減額するものであります。

歳入につきましては、決算見込みに伴い分担金及び負担金、諸収入を減額するものであります。

従いまして、歳入歳出予算の総額からそれぞれ197万5,000千円を減額し、歳入歳出予算の総額を24億3,293万3,000円とするものであります。

第2表債務負担行為の補正につきましては、超高速船の指定管理料について、大規模修繕工事の実施に伴い、限度額を16億8,352万9,000円に変更するものであります。

次に、議第3号「令和6年度介護保険事業特別会計補正予算(第4号)」についてご説明申し上げます。

歳出につきましては、決算見込みに伴い総務費及び保険給付費並びに地域支援事業費を減額し、事業費見込みの減に伴い基金積立金を増額するものであります。

歳入につきましては、決算見込みに伴い分担金及び負担金、国庫支出金、支払基金交付金、県支出金、繰入金をそれぞれ減額するものであります。

従いまして、歳入歳出予算の総額からそれぞれ1億1,356万7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を34億1,415万7,000円とするものであります。

次に、議第4号「令和6年度隠岐島前病院事業特別会計補正予算(第3号)」についてご説明申し上げます。

補正予算第2条は、患者数について業務の予定量を補正するものであります。

補正予算第3条は、収益的収入及び支出を補正するもので、決算見込みに伴い医業収益を増額するものであります。

医業外収益は、収支悪化に伴い負担金交付金を増額するものであります。

医業費用は、給与改定に伴い給与費を増額し、決算見込みに伴い材料費及び経費を増額し、減価償却費、研究研修費を減額するものであり、医業外費用は、企業債の借入額確定により支払利息を増額するものであります。

補正予算第4条は、資本的収入及び支出を補正するもので、資本的支出は、企業債償還金について令和5年度の借入額確定に伴い減額し、投資については修学資金貸与者の減により貸付金を減額するものであります。

資本的収入は、企業債償還金の減に伴い出資金を減額するほか、修学資金貸与者の減に伴い長期貸付金収入を減額するものであります。

補正予算第5条は、給与費の増額に伴い、議会の議決を経なければ流用することのできない経費のうち、職員給与費について増額するものであります。

補正予算第6条は、材料費の増額に伴い、棚卸資産の購入限度額を改めるものであります。

次に、議第5号「令和6年度隠岐病院事業特別会計補正予算(第4号)」についてご説明申し上げます。

補正予算第2条は、患者数について業務予定量を補正するものであります。

補正予算第3条は、収益的収入及び支出を補正するもので、医業収益のうち入院収益は、

地域包括ケア病床入院患者数の減により減額するものであります。また、外来収益は、患者数の減等により減額するもので、その他の医業収益については、各診療所への医師の派遣及び受託検査利用収益の増に伴い増額するものであります。

医業外収益は、各種補助金の増及び収支悪化に伴い負担金交付金を増額するもので、訪問看護事業収益は、訪問看護事業費用の増に伴い負担金を増額するものであります。

医業費用は、会計年度任用職員の雇用等により給与費を増額し、決算見込みに伴い経費を増額するものであります。

医業外費用は、消費税額の確定に伴い減額するもので、特別損失は、令和5年度決算に基づき、負担金交付金を島根県、隠岐の島町へそれぞれ返還するものであります。

補正予算第4条は、資本的収入及び支出を補正するもので、資本的支出は、投資について、医学生及び医療技術修学資金貸与者等の減により貸付金を減額するものであります。

資本的収入は、過疎債配分額の減額に伴い企業債を増額し、出資金を減額するものであります。また、補助金は、医師研修資金貸与に係る補助金を減額するもので、長期貸付金収入は、医学生及び医療技術修学資金貸与者の減に伴い減額するものであります。

補正予算第5条は、今回の補正に伴い企業債の金額を改めるものであります。

補正予算第6条は、給与費の増額に伴い、議会の議決を経なければ流用することのできない経費のうち、職員給与費について増額するものであります。

補正予算第7条は材料費の増額に伴い、棚卸資産の購入限度額を改めるものであります。

次に、議第6号「令和6年度国民健康保険中村診療所事業特別会計補正予算（第4号）」についてご説明申し上げます。

歳出につきましては、決算見込みに伴い総務費及び医業費を減額するものであります。

歳入につきましては、決算見込みに伴い診療収入、分担金及び負担金、県支出金を減額し、諸収入を増額するものであります。

従いまして、歳入歳出予算の総額からそれぞれ1,167万7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を1億1,520万4,000円とするものであります。

次に、議第7号「令和6年度国民健康保険五箇診療所事業特別会計補正予算（第4号）」についてご説明申し上げます。

歳出につきましては、決算見込みに伴い総務費及び医業費を増額するものであります。

歳入につきましては、決算見込みに伴い、診療収入を減額し、分担金及び負担金、諸収入を増額するものであります。

従いまして、歳入歳出予算の総額をそれぞれ182万2,000円増額し、歳入歳出予算の総額を1億3,545万6,000円とするものであります。

次に、議第8号「令和6年度国民健康保険都万診療所事業特別会計補正予算（第4号）」についてご説明申し上げます。

歳出につきましては、決算見込みに伴い総務費を減額し、医業費を増額するものでありま

す。

歳入につきましては、決算見込みに伴い診療収入、県支出金を減額し、分担金及び負担金、諸収入を増額するものであります。

従いまして、歳入歳出予算の総額からそれぞれ 318 万 1,000 円を減額し、歳入歳出予算の総額を 1 億 3,578 万 4,000 円とするものであります。

次に、議第 9 号「令和 6 年度国民健康保険西郷歯科診療所事業特別会計補正予算（第 4 号）」についてご説明申し上げます。

歳出につきましては、決算見込みに伴い医業費を増額するものであります。

歳入につきましては、決算見込みに伴い診療収入、県支出金を減額し、分担金及び負担金、諸収入を増額するものであります。

従いまして、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 105 万円増額し、歳入歳出予算の総額を 6,709 万 5,000 円とするものであります。

次に、議第 10 号「令和 6 年度布施へき地診療所事業特別会計補正予算（第 2 号）」についてご説明申し上げます。

歳出につきましては、決算見込みに伴い総務費を増額するものであります。

歳入につきましては、決算見込みに伴い診療収入、県支出金、諸収入を減額し、分担金及び負担金を増額するものであります。

従いまして、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 37 万円増額し、歳入歳出予算の総額を 3,882 万 9,000 円とするものであります。

次に、議第 11 号「令和 6 年度久見へき地診療所事業特別会計補正予算（第 2 号）」についてご説明申し上げます。

歳出につきましては、決算見込みに伴い総務費を増額するものであります。

歳入につきましては、決算見込みに伴い、分担金及び負担金を増額し、県支出金を減額するものであります。

従いまして、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 32 万 2,000 円増額し、歳入歳出予算の総額を 927 万 2,000 円とするものであります。

次に、議第 12 号「令和 6 年度消防事業特別会計補正予算（第 4 号）」についてご説明申し上げます。

歳出につきましては、決算見込みに伴い総務費及び事業費を減額するものであります。

歳入につきましては、決算見込みに伴い分担金及び負担金を減額するものであります。

従いまして、歳入歳出予算の総額からそれぞれ 3,890 万 9,000 円を減額し、歳入歳出予算の総額を 14 億 4,441 万 4,000 円とするものであります。

続きまして、議第 13 号から議第 23 号までの議案は、一般会計及び特別会計の令和 7 年度当初予算についてであります。

当初予算の編成にあたりましては、厳しい財政環境の中、新船建造などの大規模事業を始

めとする、広域計画に掲げる施策を着実に推進するため、効率的、効果的な事業運営による経費節減に努めるとともに、病院事業につきましては、企業としての独立採算制を追求し、収支改善に努めた予算編成を行ったところであります。

令和7年度当初予算の全会計の歳出総額は144億8,757万4,000円で、前年度当初予算と比較して15億8,366万7,000円の増額予算となっており、構成団体負担金は75億9,333万9,000円で、前年度に対し15億6,075万2,000円の増額となっております。

それでは、各会計の予算につきましてご説明申し上げます。

議第13号「令和7年度隠岐広域連合一般会計予算」についてご説明申し上げます。

予算総額は27億5,128万4,000円と定め、前年度と比較して3億7,371万円の増額予算となっております。

歳入につきましては、構成団体負担金、低所得者介護保険料軽減に係る国庫支出金、県支出金及び仁万の里派遣職員人件費負担金の諸収入が主なものであります。

歳出につきましては、総務費で特別職1名及び一般職11名の人件費、レインボープラザ、超高速船レインボージェット及びフェリー並びに仁万の里の管理費が主なもので、レインボープラザ管理費は、施設排水管洗浄工事費、超高速船・フェリー管理費は、指定管理料及びフェリー「しらしま」後継船建造事業費、仁万の里管理費では、指定管理料が主なものであります。

次に、議第14号「令和7年度介護保険事業特別会計予算」についてご説明申し上げます。

予算総額は34億9,266万6,000円と定め、前年度と比較して1億2,553万9,000円の増額予算となっております。

歳入につきましては、保険料、分担金及び負担金、国庫支出金、支払基金交付金、県支出金、繰入金が主なもので、保険料は所得段階人数の変更に伴い、前年比1,633万7,000円の増額となっております。

歳出につきましては、総務費で一般職7名の人件費、介護保険システムの標準化対応のほか、介護認定審査会費が主なもので、保険給付費は、事業所の廃止等により、前年比4,426万8,000円の減、地域支援事業費は、各町村の計画に基づき、前年比1,098万6,000円の増額となっております。

次に、議第15号「令和7年度隠岐島前病院事業特別会計予算」について、ご説明申し上げます。

予算第2条は、業務の予定量を定めるものであり、病床数は44床であります。年間患者数は前年度と比較して、入院では34.2%の減、外来については前年と同数を予定しております。また、建設改良事業は、病院職員宿舎整備事業及び医療機器等6品目の購入を予定するものであります。

予算第3条は、収益的収入及び支出の予定額を定めるものであり、病院事業収益は前年度と比較して2%増の9億4,917万4,000円、病院事業費用は、1.3%増の9億7,953万9,000

円を見込み、収支差引 3,036 万 5,000 円の赤字予算を計上するものであります。

予算第 4 条は、資本的収入及び支出の予定額であり、支出は、建設改良費で病院職員宿舎整備事業及び医療機器等 6 品目の購入と企業債償還金及び修学資金の貸付を予定しており、支出合計で 4 億 1,832 万 3,000 円を計上しております。

収入は企業債、出資金、長期貸付金収入で 3 億 8,509 万 9,000 円を予定しております。

なお、差引不足分 3,322 万 4,000 円については、過年度分損益勘定留保資金等で補填することとしております。

予算第 5 条は、企業債の限度額、予算第 6 条は、一時借入金の限度額、予算第 7 条は、議会の議決を経なければ流用することができない経費、予算第 8 条は、棚卸資産の購入限度額をそれぞれ定めるものであります。

次に、議第 16 号「令和 7 年度隠岐病院事業特別会計予算」について、ご説明申し上げます。

予算第 2 条は、業務の予定量を定めるものであり、病床数は 115 床であります。年間患者数は、前年度と比較して、入院は同数の 3 万 2,777 人、外来は 2.1%の減の 10 万 3,092 人とし、訪問看護は、2,178 回を予定しております。また、建設改良事業は、施設設備整備 6 件、医療機器 16 品目の購入を予定するものであります。

予算第 3 条は、収益的収入及び支出の予定額を定めるものであり、病院事業収益は、前年度と比較して 3.5%減の 33 億 7,610 万 8,000 円、病院事業費用は、0.3%増の 35 億 8,390 万 7,000 円を見込み、収支差引 2 億 779 万 9,000 円の赤字予算を計上するものであります。

予算第 4 条は、資本的収入及び支出の予定額であり、支出は、建設改良費で、除塩フィルターユニット更新工事等 6 事業及び医療機器等 16 品目の購入、企業債償還金及び修学資金の貸付を予定しており、支出合計で 4 億 2,061 万 3,000 円を計上しております。

収入は、企業債、補助金、出資金及び長期貸付金収入等で 3 億 8,468 万 8,000 円を予定しております。

なお、差引不足分 3,592 万 5,000 円については、過年度分損益勘定留保資金で補填することとしております。

予算第 5 条は、企業債の限度額、予算第 6 条は、一時借入金の限度額、予算第 7 条は、議会の議決を経なければ流用することのできない経費、予算第 8 条は、棚卸資産の購入限度額をそれぞれ定めるものであります。

次に、議第 17 号「令和 7 年度国民健康保険中村診療所事業特別会計予算」について、ご説明申し上げます。

予算総額は 1 億 1,327 万 9,000 円と定め、前年度と比較して 850 万 2,000 円の減額予算となっております。

歳入につきましては、診療収入、分担金及び負担金、県支出金、諸収入が主なものであります。

歳出につきましては、総務費で職員人件費、隠岐の島町及び隠岐病院からの派遣職員の人件費負担金が主なもので、医業費は、医療機器 5 品目の購入のほか、医薬材料費、検査等委託料が主なものであります。

次に、議第 18 号「令和 7 年度国民健康保険五箇診療所事業特別会計予算」について、ご説明申し上げます。

予算総額は 1 億 2,910 万 9,000 円と定め、前年度と比較して 91 万 7,000 円の減額予算となっております。

歳入につきましては、診療収入、分担金及び負担金、諸収入が主なものであります。

歳出につきましては、総務費で職員人件費、隠岐の島町及び隠岐病院からの派遣職員の人件費負担金が主なもので、医業費は、医療機器 2 品目の購入のほか、医療機器の修繕、医薬材料費、検査等委託料が主なものであります。

次に、議第 19 号「令和 7 年度国民健康保険都万診療所事業特別会計予算」について、ご説明申し上げます。

予算総額は 3 億 7,610 万 5,000 円と定め、前年度と比較して 2 億 5,443 万 3,000 円の増額予算となっております。

歳入につきましては、診療収入、分担金及び負担金が主なものであります。

歳出につきましては、総務費で職員人件費、隠岐の島町及び隠岐病院からの派遣職員の人件費負担金が主なもので、医業費は、電子カルテシステムの更新、医療機器 4 品目の購入のほか、医薬材料費、検査等委託料が主なものであります。

次に、議第 20 号「令和 7 年度国民健康保険西郷歯科診療所事業特別会計予算」について、ご説明申し上げます。

予算総額は 6,345 万 1,000 円と定め、前年度と比較して 241 万 5,000 円の増額予算となっております。

歳入につきましては、診療収入、分担金及び負担金、県支出金、諸収入が主なものであります。

歳出につきましては、総務費で職員人件費、建物の借上料、隠岐病院からの派遣医師の負担金が主なもので、医業費は、医療機器 2 品目の購入のほか、医薬材料費、歯科技工委託料が主なものであります。

次に、議第 21 号「令和 7 年度布施へき地診療所事業特別会計予算」について、ご説明申し上げます。

予算総額は 4,147 万 7,000 円と定め、前年度と比較して 306 万 8,000 円の増額予算となっております。

歳入につきましては、診療収入、分担金及び負担金、県支出金が主なものであります。

歳出につきましては、総務費で隠岐の島町からの派遣職員の人件費負担金が主なもので、医業費は、医療機器 6 品目の購入のほか、医薬材料費が主なものであります。

次に、議第 22 号「令和 7 年度久見へき地診療所事業特別会計予算」について、ご説明申し上げます。

予算総額は 913 万 7,000 円と定め、前年度と比較して 21 万 7,000 円の増額予算となっております。

歳入につきましては、診療収入、分担金及び負担金、県支出金が主なものであります。

歳出につきましては、総務費で隠岐の島町からの派遣職員の人件費負担金が主なもので、医業費は、電子カルテ保守料、医薬材料費が主なものであります。

次に、議第 23 号「令和 7 年度消防事業特別会計予算」について、ご説明申し上げます。

予算総額は 21 億 868 万 4,000 円と定め、前年度と比較して 7 億 8,547 万 2,000 円の増額予算となっております。

歳入につきましては、分担金及び負担金が主なものであります。

歳出につきましては、総務費で職員人件費及び運営費が主なもので、事業費は、島前分署施設整備費、海士出張所施設整備費、通信指令台整備事業費及び車両整備事業費を計上するものであります。

以上、提案理由のご説明を申し上げましたが、何卒慎重なるご審議をいただきまして、適切なるご決定を賜りますようお願い申し上げ、提案理由の説明を終らせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（石田 茂春）

以上で、提案理由の説明を終わります。

日程第 6. 質疑

日程第 6. これより「質疑」を行います。

議第 1 号「第 5 次隠岐広域連合広域計画の策定について」から、議第 23 号「令和 7 年度消防事業特別会計予算」までの 23 案件について質疑を行います。

最初に、議第 1 号「第 5 次隠岐広域連合広域計画の策定について」質疑を行います。

先日の議会全員協議会で、川本議員、石橋議員から質疑のありました件について、執行部より説明をお願いします。

○番外（川崎副広域連合長）

議会全員協議会におきまして、まず石橋議員から、来居港が抜港する際の判断基準はあるのかというご質問にお答えいたします。

隠岐汽船に先般聞き取りをしたところ、隠岐汽船におかれましては、港内のうねりが 1 メーター以上を基準とし、船長が波高であったり、それから風力そういったものを総合的に判断して、抜港を決めるということでございました。

次に、川本議員の来居港が抜港をした場合、知夫丸が代替で運航いたしますが、隠岐汽船として代替船に対して支援する予定はないのかというご質問でした。

隠岐汽船に確認したところ、自然現象を伴う致し方ない抜港であり、支援する必要はない

というお考えでございました。

また、この件につきましては広域連合としても、今以上の要望を行うことは考えておりません。以上でございます。

○議長（石田 茂春）

よろしいですか。

それでは、第1号「第5次隠岐広域連合広域計画の策定について」質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

次に、議第2号「令和6年度隠岐広域連合一般会計補正予算（第4号）」について質疑を行います。

質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

次に、議第3号「令和6年度介護保険事業特別会計補正予算（第4号）」について質疑を行います。

質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

次に、議第4号「令和6年度隠岐島前病院事業特別会計補正予算（第3号）」について質疑を行います。

質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

次に、議第5号「令和6年度隠岐病院事業特別会計補正予算（第4号）」について質疑を行います。

質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

次に、議第6号「令和6年度国民健康保険中村診療所事業特別会計補正予算（第4号）」について質疑を行います。

質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

次に、議第7号「令和6年度国民健康保険五箇診療所事業特別会計補正予算（第4号）」について質疑を行います。

質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

次に、議第 8 号「令和 6 年度国民健康保険都万診療所事業特別会計補正予算 (第 4 号)」について質疑を行います。

質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

次に、議第 9 号「令和 6 年度国民健康保険西郷歯科診療所事業特別会計補正予算 (第 4 号)」について質疑を行います。

質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

次に、議第 10 号「令和 6 年度布施へき地診療所事業特別会計補正予算 (第 2 号)」について質疑を行います。

質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

次に、議第 11 号「令和 6 年度久見へき地診療所事業特別会計補正予算 (第 2 号)」について質疑を行います。

質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

次に、議第 12 号「令和 6 年度消防事業特別会計補正予算 (第 4 号)」について質疑を行います。

質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

次に、議第 13 号「令和 7 年度隠岐広域連合一般会計予算」について質疑を行います。

質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

次に、議第 14 号「令和 7 年度介護保険事業特別会計予算」について質疑を行います。

質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

次に、議第 15 号「令和 7 年度隠岐島前病院事業特別会計予算」について質疑を行います。
質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

次に、議第 16 号「令和 7 年度隠岐病院事業特別会計予算」について質疑を行います。
質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

次に、議第 17 号「令和 7 年度国民健康保険中村診療所事業特別会計予算」について質疑
を行います。

質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

次に、議第 18 号「令和 7 年度国民健康保険五箇診療所事業特別会計予算」について質疑
を行います。

質疑はございませんか。

○ 8 番 (池田 賢治)

材料費のことでちょっとお聞きしたいんですけども、各診療所のですね、医療収益に対しての材料費の比率というか、それは大体どのくらいになってますでしょうか。

○ 番外 (野津診療所事務長)

材料費の比率でございますが、今手元にデータを持っておりませんので、また作成して提示をさせていただいてもよろしいでしょうか。

○ 8 番 (池田 賢治)

参考までにですね、隠岐病院さんは材料費比率、どのくらいになってますでしょうか。

○ 番外 (原隠岐病院経営課長)

新年度予算にも少し書いてあるんですけども、薬剤費で 12.5、実績ではないですけども、一応 12.5 ぐらいです。あと診療材料費、これが 8.7% ぐらいを見込んでいます。以上です。

○ 8 番 (池田 賢治)

なぜ聞いたかいうとですね、診療所は、材料費の比率がまだ隠岐病院よりかなり高いんじゃないかと思います。

それで私がお願いしたいとか言いたいのは、以前にも言ったことがありますけども、この材料費の窓口ですね、一元化、これを早くやらないと、診療所の材料費はかなりかかるんじゃないかと思います。

その辺の、考えが新年度はどういうふうな考えされているのか、ちょっとお聞きしたかつ

たところだったんですけどね。

○番外（原隠岐病院経営課長）

医療 DX 関連で、資料につけておりましたが、一応そういったところを一元化するというところで、新年度、協議を始めさせていただきたいというふうに考えております。

○8番（池田 賢治）

はい、いいです。

○議長（石田 茂春）

他にございませんか。

（「なし」の声あり）

それでは次に、議第 19 号「令和 7 年度国民健康保険都万診療所事業特別会計予算」について質疑を行います。

質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

次に、議第 20 号「令和 7 年度国民健康保険西郷歯科診療所事業特別会計予算」について質疑を行います。

質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

次に、議第 21 号「令和 7 年度布施へき地診療所事業特別会計予算」について質疑を行います。

質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

次に、議第 22 号「令和 7 年度久見へき地診療所事業特別会計予算」について質疑を行います。

質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

次に、議第 23 号「令和 7 年度消防事業特別会計予算」について質疑を行います。

質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

以上で、質疑を終わります。

日程第 7. 討論

日程第 7. これより「討論」を行います。

議第 1 号「第 5 次隠岐広域連合広域計画の策定について」から、議第 23 号「令和 7 年度消防事業特別会計予算」までの 23 案件を、一括して討論に付します。

まず、原案に反対者の発言を許します。ありませんか。

(「なし」の声あり)

「反対討論なし」と認めます。

次に、原案に賛成者の発言を許します。ありませんか。

(「なし」の声あり)

「賛成討論なし」と認めます。

以上で、「討論」を終わります。

ここで、10 時 30 分まで休憩といたします。

(休憩宣告 10 時 20 分)

休憩を閉じ、本会議を再開いたします。

(再開宣告 10 時 31 分)

日程第 8. 採決

日程第 8. これより「採決」を行います。

この採決は、起立によって行ないます。

始めに、議第 1 号「第 5 次隠岐広域連合広域計画の策定について、採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに、賛成の方は起立願います。

(起立全員)

起立「全員」であります。

よって、議第 1 号「第 5 次隠岐広域連合広域計画の策定については、原案のとおり可決されました。

次に、議第 2 号「令和 6 年度隠岐広域連合一般会計補正予算 (第 4 号)」から、議第 12 号「令和 6 年度消防事業特別会計補正予算 (第 4 号)」までの 11 案件について採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに、賛成の方は起立願います。

(起立全員)

起立「全員」であります。

よって、議第 12 号「令和 6 年度隠岐広域連合一般会計補正予算 (第 4 号)」から、議第 12 号「令和 6 年度消防事業特別会計補正予算 (第 4 号)」までの 11 案件については、原案のとおり可決されました。

次に、議第 13 号「令和 7 年度隠岐広域連合一般会計予算」から、議第 23 号「令和 7 年度消防事業特別会計予算」までの 11 案件について採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに、賛成の方は起立願います。

(起立全員)

起立「全員」であります。

よって、議第 13 号「令和 7 年度隠岐広域連合一般会計予算」から、議第 23 号「令和 7 年度消防事業特別会計予算」までの 11 案件については、原案のとおり可決されました。

以上で、採決を終わります。

日程第 9. 委員会の閉会中の継続審査・調査

日程第 9.「委員会の閉会中の継続審査・調査」についてを議題といたします。

各常任委員長及び議会運営委員長から、審査を終えることの出来なかった事件及び調査を要する事項について、隠岐広域連合議会会議規則第 75 条の規定に基づき、閉会中の継続審査の申し出がありました。申し出の内容は、お手元に配布の「申出一覧表」のとおりであります。

お諮りいたします。

本案は、各常任委員長及び議会運営委員長から申し出のとおり、議会閉会中の継続審査、調査とすることに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、本案は、各常任委員長及び議会運営委員長から申し出のとおり、議会閉会中の継続審査及び調査に付することに決定いたしました。

以上で、委員会の閉会中の継続審査の件を終わります。

以上をもって、本定例会の日程は全部終了し定例会に提出された議案はすべて議了いたしました。

会議を閉じます。

(本会議閉議宣告 10 時 35 分)

○番外 (池田広域連合長)

閉会にあたりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

本定例会には、第 5 次隠岐広域連合広域計画をはじめ、令和 6 年度補正予算案 11 件及び令和 7 年度各会計予算案 11 件の 23 案件を上程させていただきましたが、原案通り可決、決定を賜り、誠にありがとうございました。

引き続き、隠岐広域連合の果たすべき役割をしっかりと認識し、職員と一丸となり、誠心誠意、努力して参る所存でございます。

これから、構成団体の 3 月議会が開催されますが、議員各位の益々のご活躍をご祈念申し上げ、閉会御礼のご挨拶といたします。本日は誠にありがとうございました。

○議長 (石田 茂春)

閉会にあたり一言ご挨拶を申し上げます。

議員各位におかれましては慎重審議をいただき、適切な議決を賜り誠にありがとうございました。

本日はこれをもって散会し、令和7年第1回隠岐広域連合議会定例会を閉会いたします。
(本会議閉会宣告10時36分)